

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

- 北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（人事課） 1
- 浄化槽法施行細則の一部を改正する規則……………（循環型社会推進課） 1
- 北海道地域商業の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則（中小企業課） 1
- 北海道農業・農村振興審議会規則の一部を改正する規則……………（農政課） 1
- 北海道立真駒内公園管理規則の一部を改正する規則……………（都市環境課） 2

訓 令

- 北海道石炭対策本部設置規程を廃止する訓令……………（環境・エネルギー室） 2

規 則

北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第15号

北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年北海道規則第163号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「前各号」を「前2号」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により算定した額別記第1号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第2号様式(表)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式(裏)末尾欄外注意事項の2の項中「権利は、」の次に「これを行行使することができる時から」を加え、「5年間」行わない」を「、5年間」行使しない」に改める。

別記第3号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第5条の規定は、この規則の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第16号

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

浄化槽法施行細則（昭和60年北海道規則第75号）の一部を次のように改正する。

第1条中「浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令」を「浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

北海道地域商業の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第17号

北海道地域商業の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道地域商業の活性化に関する条例施行規則（平成24年北海道規則第73号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「第4条第1項第7号又は第5条第1項第6号」を「第4条第1項第8号又は第5条第1項第7号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道農業・農村振興審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第18号

北海道農業・農村振興審議会規則の一部を改正する規則

北海道農業・農村振興審議会規則（平成9年北海道規則第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第35条」を「第29条」に改める。 附 則 この規則は、令和2年3月31日から施行する。 北海道立真駒内公園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年3月24日 北海道知事 鈴木直道 北海道規則第19号 北海道立真駒内公園管理規則の一部を改正する規則 北海道立真駒内公園管理規則（昭和50年北海道規則第51号）の一部を次のように改正する。 第2条第1項中「体育の日」を「スポーツの日」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	
訓 令	
北海道訓令第3号 本 庁 出 先 機 関 北海道石炭対策本部設置規程を廃止する訓令を次のように定める。 令和2年3月24日 北海道知事 鈴木直道 北海道石炭対策本部設置規程を廃止する訓令 北海道石炭対策本部設置規程（昭和49年北海道訓令第7号）は、廃止する。 附 則 この訓令は、令和2年3月24日から施行する。	